

富良野市ふれあいセンター設置条例の一部改正について

センターの管理を「指定管理者」に行わせることができるよう改正する。

1 施設の名称、位置

名称 富良野市ふれあいセンター

位置 富良野市春日町12番5号及び6号

2 制度導入の目的

富良野市ふれあいセンターが効率的かつ効果的に活用されるよう、管理を「指定管理者」に行わせることができるよう改正します。

指定管理制度を導入することで、指定管理者の企画・アイデアを活かし、多様化する住民ニーズにこたえやすくなるというメリットがある。また、民間事業者として蓄積したノウハウを生かし、従来の自治体ではできなかったサービスを提供することも期待できる。これにより、実施される魅力的な自主事業や地域向けイベントの充実は、利用者の増加や満足度にもつながることが期待される。

3 原案の骨子（変更の概要）

1) 目的及び設置の文言整理

2) センターの管理は指定管理者に行わせることができる。

3) 指定管理者が行う業務

(1) 施設又は設備の利用の許可に関する業務

(2) 施設又は設備の維持管理に関する業務

(3) 使用料等の徴収に関する業務

(4) 高齢者の就労等の相談指導

(5) 高齢者の趣味、娯楽レクリエーション及び教養等の援助

(6) センターの設置目的を効果的に達成するための事業に関する業務

(7) 使用者の利便性を向上させるために必要な業務

(8) 前各号に定めるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く事務

4) 指定管理者の権限

指定が効力を有する間、開館、休館日、使用の範囲、使用許可、使用制限、使用料に関することについて市長の権限を行う。

5) 使用料等の収入は指定管理者の収入とすることができる。

6) 指定管理者は条例の金額の範囲内で使用料等の額を市長の承認を受けたうえで変更できる。

7) 指定管理者は指定期間が、満了時、または取り消され管理をしなくなった時、原状回復の義務がある。

8) 指定管理者及びセンターの従事者は秘密保持の義務がある。指定の期間が終了、または退職後も同様である。